

子、實是大納言源顯房女也。

〔愚管抄四〕宇治殿○藤原は、年八十に成て、宇治にこもりゐて、御子の京極の大殿の左大臣○藤原師實は、年八十に成て、宇治にこもりゐて、御子の京極の大殿の左大臣○藤原師實とておはしけるを、内裏へ日々参せよ、さしたる事なくとも日をかゝず参りて、奉公をつとむべきぞと教へ申されければ、其まゝ参りて殿上に候ていで、せられけるに、主上○後三條は常に藏人を召て、殿上に誰々か候々と日に二三度もとはせおはしましけるに、度毎に左大臣候と申て日比月比になりける程に、或日の夕に御尋有けるに、又左大臣と申けるを、是へといへど仰の有ければ、藏人参りて御前の召し候と申ければ、めづらしき事かな、何事を仰あらんとするにかと思して、心づくろひせられて、御装束引つくろひて参られたりければ、近くそれへと仰られて、何となき世の御物語ともありて、夜もやうやく更行ける終つかたに、みむすめやもたれると仰出されたりければ、ことやうに候女子○賢のわらは候と申されけり、我むすめにはなかりけるを、師房の大臣の子の、顯房のむすめを乳のうちより子にしてもたせ給へりけるなり○中これをきこしめして、さやうのむすめもたらば、とくとく東宮へ参らせらるべきなりと仰られけるを、うけ給はりかしこまりて御前を立て、世間もおぼつかなかりつるに、今はひしと世は落居ぬると、いそぎ宇治殿にきかせ参らせんとおぼして、内裏より夜更てやがて宇治へ参られければ、略○中いかにも事ありとおぼして、いかにく何事ぞと仰られければ、日比仰のごとく、参内日をかゝずつかうまつり候つるほどに、略○申むすめあらば東宮へ参らせよといふ勅定を、眼前にうけ給はり候つれば、急ぎ参りて申候也と申されければ、是を聞せ給ひて、宇治殿はさうなくはらしくと涙を落して、世の中のおぼつかなかりつるに、あはれ猶此君はめでたき君かな、とくとく出立て参らせられよとて、びしりとさたありて、東宮申は、東宮の女御にまわらせられにけり、位につかせ給ひては中宮と申、立后ありて今に賢子の中宮とて、堀河院の御母是なり。